

令和7年7月 11 日

保護者各位

北海道札幌南高等学校長 平 野 道 雄

高等学校等就学支援金及び高校生等臨時支援金にかかる手続きについて（お願い）
このことについて、受給資格認定申請または、収入状況届出等を行う必要がありますので、**令和7年7月25日（金）**までに次のとおり手続きをお願いします。

記

1 受給資格認定申請方法及び、収入状況届出方法

(1) 個人番号カードを使用して自己情報を提出する方

高等学校等就学支援金申請システム e-Shien（以下、「e-Shien」という。）により、期日までに届出してください。

※「収入状況届出」が「不受理」となっている場合は、「保護者情報変更届出」により届出してください。

(2) 支援金を受給している方で、すでに個人番号を入力されている方

個人番号を利用し、確認作業を行うため、基本的に手続き不要です。

ただし、保護者等に変更があった場合や、前年の1月1日現在の課税地から本年の1月1日現在の課税地に変更があった場合は、変更届出が必要ですので、e-Shienにて、期日までに届出してください。

なお、個人番号により収入状況を確認できない場合は、課税証明書等を提出いただくこととなりますので、ご了承願います。

※「収入状況届出」が「不受理」となっている場合は、「保護者情報変更届出」により届出してください。

(3) 課税証明書等を提出される方

申請用紙等をお渡しいたしますので、担当まで連絡願います。

2 共通事項

(1) 文部科学省のサイトにて、高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien のマニュアルが確認できます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/O1753.html

(2) 確認の結果、次の計算式による算出額が30万4,200円以上となった場合は、高校生等臨時支援金の対象となります。

【計算式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

(3) そのほか、期日までに提出ができない場合やその他不明な点がある場合は、担当までご連絡ください。

（ 担当 坂口
TEL 011-521-2311 ）